（デジタル社会推進会議の運営）

第四条　前三条に定めるもののほか、議事の手続その他デジタル社会推進会議の運営に関し必要な事項は、議長がデジタル社会推進会議に諮って定める。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

デジタル庁設置法第四条第二項第十八号の情報システムを定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九十四号

デジタル庁設置法第四条第二項第十八号の情報システムを定める政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第十八号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁設置法第四条第二項第十八号の政令で定める情報システムは、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事務又は業務の用に供する情報システムであって、当該事務又は業務の性質上、デジタル庁が当該情報システムの整備及び管理に関する事業を実施することにより当該事務又は業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して定めるもの

イ　国の安全の確保に関する事務又は業務

ロ　外国政府との交渉及び協力並びに国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下この号において「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関する事務又は業務

ハ　公共の安全と秩序の維持に関する事務又は業務

ニ　イからハまでに掲げる事務又は業務に準ずる事務又は業務

二　会計検査院の検査の用に供する情報システムであって、デジタル庁が当該情報システムの整備及び管理に関する事業を実施することにより当該検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が会計検査院長と協議して定めるもの

三　国の行政機関の行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な費用の全部に特定の税その他の収入の額（これに相当する額を含む。）が充てられる場合における当該情報システム

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　　義偉

デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第百九十五号

デジタル庁設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

一　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十八条の二第三号

二　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条第一項

三　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条第二項第一号ロ

四　金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十二条

五　身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）第一条第二号

六　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百七十六号）第五条第二号ヘ

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項第八号、第二項第九号、第三項第八号及び第四項第九号中「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に改める。

（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令の一部改正）

第三条　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第十七条第一項の地方支分部局の長」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項の職」を加える。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第十号中「第四条第一項第六十三号及び第六十四号」を「第四条第一項第六十四号及び第六十五号」に改める。

（指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正）

第六条　指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項」を加える。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第七条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の八の二の見出し及び同条第一項中「総務省」を「デジタル庁」に改め、同条第二項中「総務省」を「デジタル庁」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。